令和2年度 消費者教育・啓発の取組み内容(案)

1 幼児期から高校生期における消費者教育の推進

(1) 小中学校の各教科部会での取組み説明

小中学校の消費者教育に関連する教科の部会で、本市の消費者教育の推進計画及び、センターの取組みや教材についての情報提供を行う。

- ・中学校教育振興会家庭科部会、社会科部会での説明
- ・小学校教育研究会家庭科部会での説明
- (2) 市職員研修の実施

市職員に消費者教育の意義と行政施策との関連性を学ぶことにより、誰にも 公正で持続可能な消費者市民社会の構築の推進を図る。

・職員研修「消費者教育の推進について」

教育関係者への出前講座の実施

- ・教育関係者からの依頼を受け消費者教育に関連する出前講座を実施
- (3) 幼年期~小学生親子向け出前講座の実施
 - ・小学生中学年を対象とした講座の実施
 - ・就学前~小学校低学年を対象とした出前講座の実施
- (4) 教育資料及び教材メニューの情報提供
 - ・教育資料及び教材メニューの情報収集
 - ・教育資料、教材メニューの情報提供の実施 (公式ウェブページへの掲載、チラシの配布など)
- (5) 関係機関の取組みの把握と整理
 - ・市関係部局の消費者教育に関連する取組みの調査
 - ・イメージマップに即した取組みの整理
- (6) 保護者への取組みの説明

保護者会への消費者教育の取組みの説明 教育委員会、教育機関を通じた消費者教育に関する情報提供

2 高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実

- (1) 高齢者、見守り団体、防犯ネットワーク研修会での出前講座の実施
 - ・高齢者、障がい者等の集まる会での出前講座の実施
 - ・防犯ネットワーク研修会での出前講座の実施
- (2) 市報、CATV 文字放送を使った注意喚起情報の提供
 - ・市報での「消費者トラブル講座」の連載
 - ・CATV 文字放送等を活用した注意喚起情報の発信
- (3) 高齢者宅訪問時の啓発チラシによる注意喚起情報の提供

- ・交通安全運動期間中の高齢者宅訪問と連携した啓発チラシの配布
- (4) 見守りネットワーク組織の立ち上げ、研修会の実施
 - ・庁内連絡会の開催
 - ・関係機関のヒアリング、参加要請
 - ・見守りネットワーク研修会の実施
 - ・地域住民による見守り等取組みの支援
- (5) 相談内容の整理、分析
 - ・相談内容の整理、分析

3 エシカル消費の意義の周知と普及

- (1) エシカル消費普及イベントの実施
 - ・消費者団体、大学、事業者等と連携した事業の実施
- (2) エシカル消費に関する講座の実施
 - ・出前講座の実施
 - ・小学生親子向け講座の実施
- (3) エシカル消費に関するチラシや HP による情報発信(通年)
 - ・関連イベントでの情報発信
 - ・チラシ等を活用した情報発信
 - ・パネル展示等の実施
- (4) エシカル消費に関する現状把握
 - ・イベント等でのアンケート調査の実施
 - ・取組み団体、事業所との現状把握
- (5) エシカル消費の普及に向けた連携の強化
 - ・取組み団体、事業所との意見交換
 - ・取組み事例の紹介

4 その他の取り組み

- (1) 消費生活に関する情報発信
 - ・成人を対象にした金融に関する講演会の実施
 - ・パネル展やチラシ・ポスターによる情報発信
- (2) 消費者教育推進計画の見直し
 - ・見直し案について、審議会で審議(8月、10月、1月を予定)
 - ・年度中に計画の見直しをして、R3~8(5年間)の計画を策定
- (3) 推進体制の構築
 - ・消費者行政審議会(消費者教育推進地域協議会)の開催
 - ・庁内連絡会の開催